議案第92号

甲賀市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

甲賀市自転車駐車場条例(平成16年甲賀市条例第82号)の一部を次のように 改正する。

第5条中「甲南駅前自転車駐車場においては、」を「甲南駅南自転車駐車場においては」に、「原動機付自転車とする」を「原動機付自転車と、甲南駅北自転車駐車場においては自転車とする」に改める。

別表甲賀市甲賀駅南自転車駐車場の項の次に次のように加える。

甲賀市甲南駅北自転車駐車場

甲賀市甲南町深川1644番地3

別表中「甲賀市甲南駅前自転車駐車場」を「甲賀市甲南駅南自転車駐車場」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第92号参考資料

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

甲賀市自転車駐車場条例新旧対照表

中負用日転車紅手	- 場条例新旧对照表		
改正案	現行		
(名称及び位置)	(名称及び位置)		
第3条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。	第3条 駐車場の名称及び位置は、別表のとおりとする。		
(利用車両)	(利用車両)		
第5条 駐車場を利用することができる車両は、自転車、原動機付自転	第5条 駐車場を利用することができる車両は、自転車、原動機付自転		
車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)とする。ただし、貴	車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)とする。ただし、貴		
生川駅北口自転車駐車場及び甲南駅南自転車駐車場においては 自転	生川駅北口自転車駐車場及び甲南駅前自転車駐車場においては、自転		
車及び原動機付自転車と、甲南駅北自転車駐車場においては自転車と	車及び原動機付自転車とする		
<u>する</u> 。			
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)		
名称 位置	名称 位置		
(略)	(略)		
甲賀市甲賀駅南自転車駐車場 甲賀市甲賀町大原市場160番地1	甲賀市甲賀駅南自転車駐車場 甲賀市甲賀町大原市場160番地1		
甲賀市甲南駅北自転車駐車場 甲賀市甲南町深川1644番地3			
甲賀市甲南駅南自転車駐車場 甲賀市甲南町深川1570番地	甲賀市甲南駅前自転車駐車場 甲賀市甲南町深川1570番地		
(略)	(略)		
<u>付 則</u>			

議案第93号

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険条例(平成16年甲賀市条例第106号)の一部を次のよう に改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給については、 改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第93号参考資料

甲賀市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯 主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給する。た	第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯 主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。た
だし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36	だし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36
条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところ により、これに3万円を上限として加算するものとする。
2 (略) 付 則	2 (略)
1 <u>この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u> (経過措置)	
2 この条例の施行の目前に、出産した者に係る出産育児一時金の支給 については、改正後の甲賀市国民健康保険条例の規定にかかわらず、な	
お従前の例による。	

議案第94号

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市保育園設置等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市保育園設置等に関する条例(平成21年甲賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1甲賀市水口東保育園の項及び甲賀市岩上保育園の項を削る。

別表第2中

Γ

甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで	
甲賀市水口東保育園	午前7時30分から午後	
甲賀市水口西保育園	6 時 3 0 分まで	
甲賀市伴谷保育園	土曜日 午前8時30分	
甲賀市岩上保育園	から午前11時30分ま	
	で	

」を

Γ

甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日まで	
	午前7時30分から午後	
甲賀市水口西保育園	6時30分まで	
	土曜日 午前8時30分	
甲賀市伴谷保育園	から午前11時30分ま	
	で	

」に

改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第94号参考資料

甲賀市保育園設置等に関する条例新旧対照表

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- 因外の未内が旧が飛び		
	改正案	現行		
(名称及び位置)		(名称及び位置)		
第2条 保育園の名称及び位置	は、別表第1のとおりとする。	第2条 保育園の名称及び位置	置は、別表第1のとおりとする。	
(利用時間)		(利用時間)		
第3条 保育園の利用時間は、	別表第2のとおりとする。ただし、市長	第3条 保育園の利用時間は、	別表第2のとおりとする。ただし、市長	
は必要があると認めるときは	は、利用時間を変更することができる。	は必要があると認めるときに	は、利用時間を変更することができる。	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)		
名称	位置	名称	位置	
甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深3番39号	甲賀市あいみらい保育園	甲賀市水口町鹿深3番39号	
		甲賀市水口東保育園	甲賀市水口町本町一丁目9番17号	
甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂7番21号	甲賀市水口西保育園	甲賀市水口町八坂7番21号	
甲賀市伴谷保育園	甲賀市水口町伴中山1014番地	甲賀市伴谷保育園	甲賀市水口町伴中山1014番地	
		甲賀市岩上保育園	甲賀市水口町新城434番地	
	(略)	(略)		

別表第2(第3条関係)			別表第2
名称	利力	用時間	
	通常保育	延長保育	
甲賀市あいみらい保育園	月曜日から金曜日ま		甲賀市あい
	で 午前7時30分		甲賀市水口
甲賀市水口西保育園	から午後6時30分		甲賀市水口
甲賀市伴谷保育園	まで		甲賀市伴谷
	土曜日 午前8時3		甲賀市岩上
	0分から午前11時		
	30分まで		
	(略)		
付 則			

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(第3条関係) 名称 利用時間 通常保育 延長保育 ハみらい保育園 月曜日から金曜日ま 口東保育園 で 午前7時30分 から午後6時30分 口西保育園 まで 谷保育園 土曜日 午前8時3 上保育園 0分から午前11時 30分まで (略)

2/2

議案第96号

甲賀市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和3年11月29日

甲賀市公民館条例の一部を改正する条例

甲賀市公民館条例(平成16年甲賀市条例第159号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「甲賀市土山町鮎河1950番地」を「甲賀市土山町鮎河1212番地1」に改める。

別表第2中

Γ

鮎河公民館	和室	2 0 0
	資料室	2 0 0
	研修室	2 0 0
	大会議室	3 0 0

1を

Γ

鮎河公民館	会議室	2 0 0
	調理室	3 0 0
	大会議室	3 0 0

」に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(甲賀市農業振興センター条例の一部改正)

2 甲賀市農業振興センター条例(平成16年甲賀市条例第112号)の一部を次のように改正する。

第2条の表甲賀市土山生活改善センターの項を削る。

別表土山生活改善センターの部を削る。

(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改正)

3 甲賀市地域市民センター設置条例(平成23年甲賀市条例第16号)の一部を 次のように改正する。

別表中「甲賀市土山町鮎河1950番地」を「甲賀市土山町鮎河1212番地

1」に改める。

議案第96号参考資料

甲賀市公民館条例新旧対照表

改正案					現	行		
(名称及び位置)					(名称及び位置)			
第2条 公民館の名	「称及び位置は、	別表第1の)とおりとする。		第2条 公民館の名称	称及び位置は、 り	別表第1⊄)とおりとする。
(使用料)					(使用料)			
第7条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 (略)			ł	第7条 利用者は、を納付しなければが2 (略)		けたときは	、別表第2に定める使用料	
別表第1(第2条関	月 係)				別表第1(第2条関係	系)		
名科	名称 位置				名称			位置
	(日	各)			(略)			
甲賀市鮎河公民館		甲賀市土山	山町鮎河1212番地1		甲賀市鮎河公民館 甲賀市土山町鮎河1950番地			山町鮎河1950番地
	围)	各)		(略)				
別表第2(第7条関	月 係)				別表第2(第7条関係	系)		
公民館名	室名		1時間当たり金額(円)		公民館名	室名		1時間当たり金額(円)
(略)			(略)					
<u>会議室</u> 200			鮎河公民館	和室		200		
	調理室		<u>3 0 0</u>			<u>資料室</u>		200
						研修室		200

大会議室	3 0 0		大会議室	3 0 0
(略)			(略)	
備考	備考			
(略)		(略)		
<u>付 則</u>				
(施行期日)				
1 この条例は、令和4年4月1日から施行す	<u>る。</u>			
_(甲賀市農業振興センター条例の一部改正)	=			
2 甲賀市農業振興センター条例(平成16年	甲賀市条例第112号) の			
一部を次のように改正する。				
第2条の表甲賀市土山生活改善センターの)項を削る。			
別表土山生活改善センターの部を削る。				
_(甲賀市地域市民センター設置条例の一部改	(正)			
3 甲賀市地域市民センター設置条例(平成2	23年甲賀市条例第16号)			
の一部を次のように改正する。				
別表中「甲賀市土山町鮎河1950番地」	を「甲賀市土山町鮎河12			
12番地1」に改める。				

甲賀市農業振興センター条例新旧対照表

(名称及び位置)

第2条 振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市ふるさと生きがいセンター六 友館	甲賀市土山町黒川1972番地

改正案

(使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納 | 第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納 付しなければならない。

2 (略)

別表(第9条関係)

農業振興センター使用料

名称	時間	8:30~1	13:00~1	$17:30\sim2$
	室名	2:00	7:00	2:00
ふるさと	ふれあいホール	600円	800円	1,000円
生きがい	木工体験室	6 0 0	8 0 0	1,000
センター	特産品加工室	900	1, 200	1, 400
六友館				

現行

(名称及び位置)

第2条 振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置		
甲賀市土山生活改善センター	甲賀市土山町鮎河/1949/1		
	950/番地		
甲賀市ふるさと生きがいセンター六	甲賀市土山町黒川1972番地		
友館			

(使用料)

付しなければならない。

2 (略)

別表(第9条関係)

農業振興センター使用料

名称	時間	8:30~1	13:00~1	$17:30\sim2$
	室名	2:00	7:00	2:00
ふるさと	ふれあいホール	600円	800円	1,000円
生きがい	木工体験室	6 0 0	8 0 0	1,000
センター	特産品加工室	900	1, 200	1, 400
六友館				

	土山生活 和室	<u>300円</u>	500円	<u>700円</u>
	改善セン調理室	300	500	700
	<u>ター</u>			
注	注			
$1 \sim 3$ (略)	1~3 (略)			

甲賀市地域市民センター設置条例新旧対照表

改正案			現行		
(名称、位置及び所管区域)			(名称、位置及び所管区域)		
第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおり			第2条 地域市民センターの名称、位置及び所管区域は、別表のとおり		
とする。			とする。		
2 (略)			2 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)			(略)		
甲賀市鮎河地域	甲賀市土山町鮎河	土山町大河原、土山町鮎河	甲賀市鮎河地域	甲賀市土山町鮎河	土山町大河原、土山町鮎河
市民センター	1212番地1		市民センター	1950番地	
(略)			(略)		